

1 1 . 組木おもちゃ、積み木おもちゃの場合

組木おもちゃ、積み木おもちゃは、組立と分解を繰り返す物品であるので、各構成片の形状等と組んだ状態の形状等の両方を図面に記載します。（様式第 6 備考 2 0）

①積み木については、各構成片それぞれについての 6 面図等と組み立てた状態の形状等が特定されるために必要な図を記載します。

②組木については、組み立てた状態についての 6 面図等と、各構成片の形状等全体が特定されるために必要な図を記載します。

〔図 3.11-1〕組木を表した例

